

「美浜町メール配信サービス」を開始します

■ お問い合わせ先
町総務課(担当・武田喜)
☎32-6700

8

月1日から、登録された携帯電話やパソコンのメールアドレスに防災情報やイベント情報を配信する「美浜町メール配信サービス」を開始します。
「美浜町メール配信サービス利用規約」に同意していただける方であれば、どなたでもご利用になれます。

「配信内容」

- ▼町防災・防犯情報(避難準備、避難指示、災害情報、防犯情報)※1
- ▼消防庁防災配信情報(国民保護情報、地震・津波情報、気象情報等)※2
- ▼施設・イベント情報(スポーツイベント情報、なびあすイベント情報等)

※1 町防災情報は必ず受信して頂くため、選択解除ができない設定となっています。
※2 消防庁配信防災情報は消防庁からJ・ALERTに配信される美浜町に関する緊急防災情報を配信するため昼夜を問わずに配信されます。



「利用料」 無料

※通信費用は、利用者(登録者)様の負担となります。

「登録方法」

迷惑メール防止機能により、メールが受信できない場合がありますので、事前に次のアドレスを受信できるように設定して下さい。

info@town.fukui-mihama.lg.jp

①次のアドレスに空メール(件名、本文なし)を送信してください。

f-mihama@entry.mail-dpt.jp



↑こちらのQRコードから空メールが送信できます

②送信されたメールアドレス宛に本登録用ホームページURLが送信されてきますので、サイトにアクセスし画面の指示に従い、配信を希望する情報にチェックを入れ登録ボタンを押します。

③登録ボタンを押した後、本登録完了メールが届いたら登録は完了です。登録内容の確認・変更や、解除手続きは「美浜町メール配信サービスホームページ」

<http://f-mihama.mail-dpt.jp/>のメニューから選択してください。



↑美浜町メール配信サービスホームページQRコード



「関西美浜会」の総会が開催されました

■ お問い合わせ先
・関西美浜会会長 田邊 正義 氏 ☎072-843-9740
・町企画政策課(担当・川崎) ☎32-6701

6

月30日に大阪市内で、関西美浜会の平成25年度総会並びに懇親会が開催されました。関西美浜会は、関西圏に住む美浜町出身者によって構成される会で、現在の会員は100人となっています。

また、町職員、町の観光PRキヤラクターの「へしこちゃん」から、町の観光状況の報告と観光PRを行いました。
懇親会では、山口町長と藤本町議会議長が、町の現状を報告。山口町長は、来年度の舞鶴若狭自動車道全線開通、来年公開予定の美浜を舞台とした映画サクラサク等について説明し、さらに、来年、美浜町町制施行60周年として計画している多くの記念行事について、会員の皆さんのご協力をお願いしました。

その後、「福引抽選会」が行われ、参加された方々は、抽選で当たった特産品を手にとり、郷の思い出や近況を話し合う等、親睦を深めました。

関西美浜会では、美浜町出身者で、関西圏にお住まいの方を対象に会員を募集しております。ご本人をはじめ、ご親戚やご友人方がおられましたら、お気軽にご連絡ください。



不法投棄と野焼きは禁止されています

町

内では不法投棄と野焼きに関する通報、お問い合わせが増加しています。不法投棄の拡大を防止するには、早期の発見・通報が重要です。不法投棄やごみを積んだ不審な車輛を発見したときは、町住民環境課へご連絡ください。



不法投棄は重大な犯罪です

私たちが日々の生活で排出する廃棄物（ごみ）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理することが定められています。これに違反して廃棄物を捨てることを不法投棄といえます。不法投棄で検挙された場合には、次のとおり罰せられます。

- ◆ 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（またはこの両方）※未遂でも罰せられます。
- ◆ 法人等の従業者などが法人等の業務に関し、産業廃棄または一般廃棄物を不法投棄した場合には、法人等に対し3億円以下の罰金
- ◆ 不法投棄を目的として廃棄物の収集及び運搬をした場合には、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金（またはこの両方）

不法投棄が環境に与える影響

不法投棄は、有害物質が地中に見だして土壌や地下水を汚染することもあり、環境に大きな影響を与えます。また、不法投棄されたごみの処分は、最初から適正に処分した場合と比較して時間と費用がかかるため、経済的にも大きな損失となります。



不法投棄を防ぐためには

個人の土地に不法投棄され、その投棄者が判明しない場合、土地の所有者または管理者がその処理をしなければなりません。このような事態を防ぐためには、日頃から不法投棄に対して次のような対策をする必要があります。

- ① 土地の草を刈る等、見通しを良くしておく。
- ② 柵を設ける、ロープを張る、入口に鍵をする等進入されにくい環境を作る。
- ③ 定期的に見回りをする等、土地の状態を把握する。



野焼き(野外焼却)について

廃棄物を焼却して処分することも不法投棄と同じく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。これに違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（またはこの両方）が科せられます。また、法人等の従業者などが法人等の業務に関し廃棄物を野焼きした場合には、法人等に対し3億円以下の罰金が科せられます。

ただし、次のことについては例外的に野焼きが認められています。通報される際にはご注意ください。

- ▼ 適正な焼却施設を使用する場合
- ▼ 公共施設の維持管理に関する場合
- ▼ 風俗慣習上、または宗教上の行事に関する場合
- ▼ 農林水産業を営む上でやむを得ない場合
- ▼ たき火等の軽微なもの



※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・田村)

☎ 32-6703

美浜発電所の状況



今回の報告では、6月18日から7月17日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

山口町長が町議会とともに原子力政策の明確化等を国に要請

6月25日と26日の2日間、山口町長は町議会の藤本議長をはじめ、兵庫副議長、原子力発電所特別委員会の飯田委員長、松田副委員長とともに、内閣府や経済産業省、文部科学省等の関係機関に要請活動を行いました。

今回の要請は、現政権が、国のエネルギー需給・利用に関する政策の基本的な方向性を示す「エネルギー基本計画」を、年内に取りまとめるとしたことを受け実施したものです。

要請では、半世紀に亘り、国のエネルギー政策に協力してきた立場、また、世界的課題である地球温暖化等の観点から、エネルギー基本計画に原子力発電の必要性・重要性を明確に位置付けることや、原子力発電所の長期停止による地域経済への支援等を求めました。

【要請項目】

- ① 原子力政策の明確化
- ② 高速増殖原型炉もんじゅの意義や位置付けの明確化
- ③ 安全が確認された原子力発電所の早期稼働
- ④ 長期停止に伴う立地地域支援

- ⑤ 電源三法交付金制度の維持と拡充
- ⑥ 企業(産業)誘致等に向けた支援制度の充実・強化

この要請に対し、面談した甘利明内閣府特命担当大臣、平将明経済産業大臣政務官、丹羽秀樹文部科学大臣政務官からは、

- ① 現在、総合エネルギー調査会の総合部会において、「エネルギー基本計画」を年内に策定すべく、協議しており、この中で、原子力発電も含め、それぞれのエネルギーの特徴・位置付けを明確にしたいと考えている。(平政務官)

- ① エネルギー基本計画を現実的で責任を持てるプランとしなければならぬ。資源のない日本は、非核保有国で、唯一、核燃料サイクルが認められている。この政策はしっかりと守っていききたい。(甘利大臣)

- ② 現在、文部科学省内に「日本原子力研究開発機構改訂本部」を設置し、今後のもんじゅの位置付けを含め、協議を進めている。もんじゅが、これから更に、特に地域の皆様の期待に応えていけるように、検討していきたい。(丹羽政務官)

- ③ 原子力規制委員会において、安全が確認された原子力発電所については、地元のご理解をいただいた上で、速やかに再稼働していくという

ことが政府の基本方針である。

(甘利大臣)

- ④ 機会があれば、現地を訪問させていただき、いろいろなメニューで何が使えるか検討させていただく。(平政務官)

- ⑤ 電源三法交付金制度の交付期間を施設解体撤去完了まで延長することは、当制度の根幹となる部分であるため、これからの議論となる。(平政務官)

- ⑥ これまで国策に協力いただいていたことを踏まえ、あらゆるメニューを使つて対応させていただきたい。今後も、密に意見交換をさせていただきながら進めていきたい。(平政務官)

と答えました。

町では、今後も町議会と連携しながら、原子力発電を取り巻く課題や問題に取り組んでいきます。



↑ 甘利内閣府特命担当大臣に原子力発電の必要性等を求める山口町長

美浜1号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日)

美浜2号機

第27回定期検査中

(平成23年12月18日)

美浜3号機

第25回定期検査中

(平成23年5月14日)